

役員報酬等支給基準

社会福祉法人 豊生会

H29. 4. 1 改定

社会福祉法人豊生会 役員報酬等支給基準

(目的)

第1条 この基準は社会福祉法人豊生会の理事、監事及び評議員（以下「役員」という）の報酬について定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 役員の報酬は、理事会・評議員会旅費交通費、監事監査および行政官庁が実施する検査または調査立会いに伴う日当、研修等会議出席のための旅費および日当、役員等選任時に法人が徴取すべき書類にかかる費用とする。

(報酬)

- 第3条 理事会・評議員会旅費交通費は1回につき、一律3,000円とする。
- 2 監事監査および行政官庁が実施する検査または調査立会いに伴う日当は下記のとおりとする。
- (1) 要した時間が半日の場合… 5,000円
 - (2) 要した時間が一日の場合… 10,000円
- 3 研修等会議出席のための旅費は実費を支給し、日当は第2項に準ずる。
- 4 役員等選任時に法人が徴取すべき書類にかかる費用は2,000円とする。
- 5 上記、各項以外の報酬は支給しない。

(実施に必要な事項)

第4条 この基準の必要な事項は理事会の承認及び評議員会の議決で定める。

附 則

この基準は平成29年 4月 1日より実施する。

この基準の改正は理事会の承認及び評議員会の議決により行う。